

平成23年

第1回市議会定例会 議案第31号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年2月25日提出

函館市長 西尾正範

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

租税特別措置法（以下この表において「法」という。）第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イまたは第68条の69第3項第7号イの規定に基づく優良宅地造成の認定	1件につき	86,000円	を
---	-------	---------	---

租税特別措置法（以下この表において「法」という。）第28条の4第3項第5号イもしくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イもしくは第7号イまたは第68条の69第3項第5号イもしくは	造成宅地の面積が			
	ア 0.1ヘクタール未満のとき	1件につき	86,000円	に
	イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	1件につき	130,000円	
	ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	1件につき	190,000円	
	エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	1件につき	260,000円	
	オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	1件につき	390,000円	
	カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	1件につき	510,000円	
キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	1件につき	660,000円		

第7号イの規定に基づく優良宅地造成の認定	ク 10ヘクタール以上のとき	1件につき	870,000円
----------------------	----------------	-------	----------

改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(提案理由)

北海道から租税特別措置法に基づく0.1ヘクタール以上の面積の宅地に係る優良宅地造成の認定に関する事務が移譲されることに伴い、当該事務について手数料を徴収することとするため